

郵送での提出にご協力をお願いします

※確定申告が必要な方

(ご自身で確定申告が必要かどうか判断できない場合、**銚子税務署 (0479-22-1571)** へお問い合わせください)

- ・営業、農業、不動産、譲渡所得などの所得があり、所得税を納税する必要がある方
- ・公的年金等の収入金額が400万円を超える方で、所得税を納税する必要がある方
- ・公的年金等の収入金額が400万円以下で、それ以外の所得が20万円を超える方
- ・公的年金等の収入金額が400万円以下、または給与所得者で年末調整を受けたが、所得税が源泉徴収されていて医療費控除等により還付を受けたい方
- ・給与所得者で年末調整を受けていない方（年の途中で退職した方など） など

申告書の提出方法

(1)郵送

同封の封筒に、必要事項を記入した申告書と必要書類を入れて、旭市役所税務課までお送りください。

(2)窓口 ※土・日・祝日を除く

提出場所：旭市役所税務課（1 階 4 番窓口）

受付時間：8：30 ～ 17：15

申告期間：申告書が届いた日から 3 月 17 日（月）まで

(3)申告相談（職員に相談をしながら申告書を作成したい場合）※土・日・祝日を除く

申告書が届いた日から 2 月 13 日（木）までは、**税務課窓口（1 階 4 番窓口）**にお越しくください。

2 月 14 日（金）から 3 月 17 日（月）までは、事前に予約をしていただき、**申告会場（旭市役所 1 階市民ホール）** で受け付けます。

予約は 2 月 3 日（月）からインターネット（市のホームページ）または予約専用電話（0479-74-3687）で受け付けます。

2 月 14 日（金）以降は大変混み合いますので、申告書が届いたらお早めにご相談ください。

申告書の控えが必要な場合

申告書を記入後、コピーをお取りください。

〔郵送の場合〕記入済の申告書とコピー、切手を貼った返信用封筒を併せてご送付ください。

〔窓口の場合〕記入済の申告書とコピーを併せてご持参ください。

申告に必要なもの

(1)市民税・県民税申告書

(2)個人番号確認書類（マイナンバーカード、記載事項に変更のない通知カードまたはマイナンバー入りの住民票）

(3)身元確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど。昨年同様、添付台紙は同封していません。添付書類はそのまま返信用封筒に入れてください。）

※郵送の場合はコピーを同封

〔収入があった場合、その収入が確認できる書類を提出してください〕

(4)源泉徴収票（給与、年金）、支払調書など

(5)営業、農業、不動産所得がある場合は、収支内訳書

〔各種控除を受ける場合、その控除内容が確認できる書類を提出してください〕

(6)医療費控除明細書またはセルフメディケーション税制の明細書（領収書は不要）

(7)生命保険料、地震保険料（旧長期損害保険料含む）の払い込みを証明する書類

(8)国民年金、国民年金基金の控除証明書または領収書

※上記以外の控除を受ける場合でも、内容が確認できる書類を提出してください。

申告書の書き方

書き方については、**4 ページ**をご覧ください。

〔収入がなかった場合の書き方〕

(1)申告書表面の住所・氏名・

生年月日・電話番号などを

記入してください。

(2)申告書表面の 2 所得金額欄

の⑫合計欄に「0」（ゼロ円）

と記入してください。

(3)申告書裏面の一番上の欄「※

収入がなかった方等の記入

欄」を記入してください。

申告書裏面（抜粋）

※収入がなかった方等の記入欄（収入が非課税所得のみであった方もこちらを記入してください。）
下記1～8の該当する欄に記入してください。この申告書は、証明書の発行、国民健康保険税額の算定や軽減、各種所得による資格判定等にも使われますので、収入がなかった方及び非課税所得のみだった方も申告が必要です。

1	非課税所得があった	遺族年金・障害年金・老齢福祉年金（あてはまるものに○をしてください） 雇用保険・労災保険・その他（ ）
2	扶養されていた 仕送り・援助を受けていた	扶養（援助）者氏名 あなたとの続柄 扶養（援助）者住所（ 〒 市区町村 番地 ）
3	学生の場合	学校名（令和 6 年12月31日現在 年生）
4	預貯金で生活	
5	入院・療養中だった	年 月 から 年 月 まで
6	生活保護を受けていた	
7	他の住所（海外）に居住	令和 7 年 1 月 1 日現在の住所
8	その他	（具体的に）

市民税・県民税の算出方法（一般的な税額計算のしくみ）

(1) 所得金額の計算

収入金額 その年に確定した収入金額 や支払いを受けた金額	－	必要経費等 収入を得るために費やした 金額や給与所得控除額等	=	所得金額 (例) 事業・配当・不動産・ 給与・雑所得など
------------------------------------	---	--------------------------------------	---	------------------------------------

(2) 課税標準額の計算

所得金額 (例) 事業・配当・不動産・ 給与・雑所得など	－	所得控除額 医療費控除や扶養控除など 各種所得控除額の合計	=	課税標準額 1,000円未満の端数が出た 場合は切り捨て
------------------------------------	---	-------------------------------------	---	------------------------------------

(3) 税額の計算

課税標準額	×	税率 10% 〔市民税 6 %〕 〔県民税 4 %〕	－	税額控除 調整控除や配当控除、 寄附金控除など	+	均等割額等 5,000 円 〔市民税 3,000 円〕 〔県民税 1,000 円〕 〔森林環境税(国税) 1,000 円〕	=	年税額
-------	---	----------------------------------	---	-------------------------------	---	--	---	-----

(4) 調整控除

次の金額が「調整控除」として控除されます。

合計課税所得金額	市民税 3 %	県民税 2 %
200 万円以下	次のイ・ロのいずれか少ない額の 5 % イ 市民税・県民税と所得税の人的控除(※)の差の合計額 ロ 合計課税所得金額	
200 万円超	[上記イの金額 － (合計課税所得金額－200万円)] × 5 % この額が2,500円未満の場合、2,500円	

※人的控除の差とは、所得税と市民税・県民税の人的控除の差額をいいます。

※合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用されません。

(5) 配当控除

	課税所得金額が1,000万円以下の部分		課税所得金額が1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

(6) 配当割額控除または株式譲渡所得割額控除

区分	市民税	県民税
配当割額または株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

(7) 寄附金税額控除

寄附先	都道府県・市区町村 (特例控除対象)	住所地の日本赤十字社・都道府県共同募金会 県・市の条例で定めるもの 都道府県・市区町村（特例控除対象外）
控除率	①基本控除 (A(※1)－2,000円) × 10% ②特例控除(市民税・県民税所得割の 2 割が限度) (B(※1)－2,000円) × (90%－(0～45%)) × 1.021 適用される所得税の税率 ↑ ①と②の合計額を税額控除	①基本控除 (A(※2)－2,000円) × $\frac{10\%}{\uparrow}$ 市が指定した寄附金は 6 % 県が指定した寄附金は 4 % 県・市が指定した寄附金は10%

A：寄附金の支払額もしくは総所得金額等の合計額の30%のうちいずれか小さい方の額

B：総務大臣が指定する都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金

※ 1 都道府県・市区町村（特例控除対象）に対する寄附金の合計額

※ 2 複数の団体に対して寄附を行った場合は、その寄附金の合計額

(8) 市民税・県民税が課税されない方

①所得割・均等割ともに非課税…次のア、イ、ウのいずれかに該当する方

ア 令和 7 年 1 月 1 日現在において、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方

イ 障害者・未成年者・寡婦またはひとり親で、令和 6 年中の合計所得金額が 135 万円以下の方

ウ 令和 6 年中の合計所得金額が、次の算式によって得た金額以下の方

[28万円×(同一生計配偶者及び扶養親族数+1)+10万円]+(同一生計配偶者または扶養親族がいる場合16.8万円)

②所得割のみ非課税…上記以外の方で、令和 6 年中の総所得金額等が次の算式によって得た金額外以下の方

[35万円×(同一生計配偶者及び扶養親族数+1)+10万円]+(同一生計配偶者または扶養親族がいる場合32万円)

3. 所得から差し引かれる金額に関する事項

4. 所得から差し引かれる金額

⑬社会保険料控除（種類ごとに支払った保険料の合計額を 3-⑬に記入、合計額を 4-⑬に記入してください）

前年中にあなたや生計を一にする配偶者その他の親族の方が負担することになっている社会保険料（国民健康保険税（料）、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料など）をあなたが支払った場合に控除できます。
★証明書（国民年金保険料の社会保険料控除証明書等）・領収証を添付してください。

⑭小規模企業共済等掛金控除（4-⑭に支払った掛金の合計額を記入してください）

前年中にあなたが支払った小規模企業共済等掛金（旧第 2 種共済掛金を除きます）、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金または個人型年金加入者掛金（iDeCo の掛金など）もしくは心身障害者扶養共済金がある場合に控除できます。
★証明書を添付してください。

⑮生命保険料控除（区分ごとに支払った保険料の合計を 3-⑮に記入、控除額は 6 ページの計算方法を参照し 4-⑮に記入してください）

前年中にあなたが支払った新（旧）生命保険料や介護医療保険料、新（旧）個人年金保険料がある場合に控除できます。
★証明書を添付してください。

⑯地震保険料控除（支払った保険料を 3-⑯に記入、控除額を 6 ページの計算方法から算出し 4-⑯に記入してください）

家屋や家財などの生活資産を補填する支払いを目的とした地震保険契約等について、前年中にあなたが支払った保険料がある場合に控除できます。
★証明書を添付してください。

⑰・⑱寡婦・ひとり親控除

控除額を 7 ページで確認し、該当する場合は 3-⑰または⑱に「レ」を記入、控除額を 4-⑰～⑱に記入してください。

⑲勤労学生控除（該当する場合は、3-⑲を記入、控除額 26 万円を 4-⑲に記入してください）

あなたが学生で、前年中の合計所得金額が 75 万円以下（そのうち勤労によらない所得が 10 万円以下）の場合に控除できます。
★学生証のコピーを添付してください。

⑳障害者控除（7 ページを参照し障害の区分を確認、3-㉔を記入、控除額を 4-㉔に記入してください）

あなたや同一生計配偶者および扶養親族が令和 6 年 12 月 31 日（年の途中で亡くなられた方については死亡日）の現況で障害者である場合に控除できます。
★手帳のコピーまたは障害者控除対象者認定書を添付してください。

㉑配偶者控除（該当する場合は 3-㉑を記入、控除額を 7 ページで確認し 4-㉑に記入してください）

令和 6 年 12 月 31 日（年の途中で亡くなられた方については死亡日）の現況で、あなたと生計を一にする配偶者が前年中の合計所得金額 48 万円以下の場合に控除できます。ただし、配偶者が事業専従者となっている場合や他の方の扶養親族となっている場合には適用できません。
※同一生計配偶者のチェック欄

あなたの前年中の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合で、生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が 48 万円以下の場合は、「レ」を記入してください。

㉒配偶者特別控除（該当する場合は 3-㉒を記入、控除額を 7 ページで確認し 4-㉒に記入してください）

あなたの前年中の合計所得金額が 1,000 万円以下で、生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が 48 万円超 133 万円以下の場合に控除できます。ただし、配偶者が事業専従者となっている場合は適用できません。

㉓扶養控除（該当する場合は 3-㉓を記入、控除額を 7 ページで確認し 4-㉓に記入してください）

令和 6 年 12 月 31 日（年の途中で亡くなられた方については死亡日）現在で、あなたと生計を一にする親族（配偶者を除く）が前年中の合計所得金額 48 万円以下の場合に控除できます。ただし、その方が事業専従者となっている場合や他の方の扶養親族となっている場合には適用できません。
※国外に居住している親族の場合、年齢等で適用できる条件があります。（送金記録等を添付してください。）

* 16 歳未満の扶養親族の欄

控除額は 0 円ですが、非課税の判定をする際の計算式にある扶養親族数に算入することができますので忘れずに記入してください。

㉔基礎控除（控除額を 4-㉔に記入してください）

あなたの前年中の合計所得金額が 2,500 万円以下の場合に控除できます。
控除額 あなたの前年中の合計所得金額が 2,400 万円以下である場合 43 万円
(2,400 万円超 2,450 万円以下 29 万円、2,450 万円超 2,500 万円以下 15 万円)

申告書の書き方

住所・氏名欄

1 月 1 日現在の住所・氏名（自署）・生年月日・世帯主・続柄（世帯主からみたあなた）電話番号・個人番号などを記入してください。

令和 7 年度（令和 6 年分） 市民税・県民税 申告書

確認欄

整理番号空欄でかまいません

素姓又は職業会社員

電話番号090-1234-5678

旭市長殿

提出年月日1月1日現在の住所旭市ニの2132

氏名旭 あさびー

個人番号123456789123

年7月1日

生年月日20

大・中・小50・1・1

世帯主の氏名旭 太郎

続柄子

3 所得から差し引かれる金額に関する事項（収入がなかった場合、裏面の※を記入してください）

⑬ 社会保険料控除

国民年金240,000円

⑮ 生命保険料控除

合 計 旧生命保険料の計 100,000円 新個人年金保険料の計 120,000円 介護医療保険料の計 50,000円 地震保険料の計 75,000円

⑰～⑱ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除

⑰ 寡婦控除 ⑱ ひとり親控除 ⑲ 勤労学生控除

⑳ 障害者控除

⑳ 障害者控除

㉑ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者

配偶者 旭 花子 250,000円 合計所得金額 123,456,789,123

⑳ 扶養控除

⑳ 扶養控除

㉔ 基礎控除

基礎控除 2,400,000円

4 所得から差し引かれる金額

社会保険料控除 240,000円

小規模企業共済等掛金控除 120,000円

生命保険料控除 70,000円

地震保険料控除 25,000円

寡婦、ひとり親控除 300,000円

勤労学生控除 790,000円

配偶者（特別）控除 380,000円

扶養控除 330,000円

基礎控除 430,000円

⑬から㉔までの計 2,685,000円

雑損控除 80,000円

合計(㉕+㉖+㉗) 2,765,000円

5 給与・公的年金等に係る所得以外（令和 7 年 4 月 1 日において 65 歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税の納税方法

※あくまで記載例ですので実際の計算や適用と異なる場合があります

㉖雑損控除（該当する場合は 3-㉖を記入、控除額を 4-㉖に記入してください）

前年中にあなたや生計を一にする配偶者その他の親族の方が、災害（火災含む）、盗難、横領によって損害を受けた場合に控除できます。控除額はいずれか高い方の金額です。

- （損害金額－保険等により補填される金額）－（総所得金額等の合計額 10％）
- 災害関連支出の金額 － 5 万円

*所得税の控除については銚子税務署にお問い合わせください。
★り災証明書、災害関連支出の領収書を添付してください。

㉗医療費控除（該当する場合は医療費控除明細書を作成し、支払った医療費等を 3-㉗に記入、控除額を 4-㉗に記入してください。セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を申告する場合は、4-㉗医療費控除の区分欄に 1 と記入してください）

前年中にあなたが支払った医療費が一定金額以上ある場合に控除できます。
★医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書（必要な方は税務課に連絡願います）を添付してください。
*領収書、一定の取組を行ったことを明らかにする書類の提出は不要です（手元保管）。

㉘・㉙合計（⑬から㉔までの合計を 4-㉘に記入、㉘・㉙・㉚の合計を 4-㉚に記入してください）

1. 収入金額等 2. 所得金額

令和 6 年中(令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日)に発生した収入について、区分ごとに所得金額を算出し、以下のとおり記入してください。

事業・不動産収入

ア～ウの収入に該当する場合は、収支内訳書を作成し、収入金額等（ア～ウ）・所得金額（①～③）、裏面「7 事業・不動産所得に関する事項」欄を記入してください。

ア・① 営業等

卸売業、小売業、飲食店業、建設業、運輸業、外交員、ホステスなど、農業以外の事業から生ずる収入・所得

イ・② 農業

農作物の生産、果樹などの栽培、畜産などの事業から生ずる収入・所得

ウ・③ 不動産

地代や家賃など不動産の貸付から生ずる収入・所得

★収支内訳書（必要な方は税務課に連絡願います）を必ず添付してください。

エ・④ 利子

一般的に利子所得は源泉分離課税のため申告することはできません。ただし、源泉徴収されていない社債・公債・国外の銀行等の預金利子などは申告が必要です。

オ・⑤ 配当

株主や出資者が法人から受ける剰余金の配当や、投資信託の収益の分配などです。

収入をオに、収入から必要経費（株式等の元本取得のために要した負債の利子）を引いた金額を⑤に記入し、裏面「8 配当所得に関する事項」の欄に内訳を記入してください。
※令和 6 年度分から、上場株式等の配当・譲渡所得について所得税と異なる課税方式を選択することができなくなり、所得税の申告内容が市民税・県民税、国民健康保険税等の計算に含まれます。

カ・⑥ 給与

給料・賃金・賞与など

源泉徴収票の支払金額（日雇いなど源泉徴収票が発行されない場合は裏面「6 給与所得の内訳」を記入し、その合計額）をカに記入、5 ページを参照し所得金額を算出し⑥に記入してください。
※源泉徴収票または支払額が確認できるもの（通帳のコピーは不可）を添付または提示してください。

キ・⑦ 雑（公的年金等）

国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金など

源泉徴収票の支払額をキに、5 ページを参照し所得金額を算出し⑦に記入してください。
※遺族年金、障害年金は非課税のため収入金額に含みません
※個人年金（公的年金以外）は「ケ・⑨ 雑所得（その他）」に該当します
★源泉徴収票を添付または提示してください。

ク・⑧ 雑（業務）

原稿料、講演料またはネットオークションなどを利用した個人取引もしくは食料品の配達などの副収入による収入・所得

収入金額をクに記入してください。収入金額から必要経費を差し引いた所得金額を⑧に記入し、裏面の「9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」を記入してください。
★内容が確認できる書類を添付してください。
★前々年の収入金額が 300 万円を超える場合は、取引に関する書類の保存が必要です。
★前々年の収入金額が 1,000 万円を超える場合は収支内訳書の提出が必要です。

ケ・⑨ 雑（その他）

生命保険の年金（個人年金）、⑦、⑧以外の雑所得

収入金額をケに記入してください。収入金額から必要経費を差し引いた所得金額を⑨に記入し、裏面の「9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」を記入してください。
★個人年金の場合は支払調書を、他の場合は内容が確認できる書類を添付してください。

コ・サ・⑩ 総合課税の譲渡（短期・長期）

土地建物・株式以外の資産（営業権、車両など）の譲渡による収入・所得（短期：取得後 5 年以内の資産 長期：取得後 5 年超の資産）

シ・⑪ 一時

生命保険・学資保険・養老保険の満期返戻金などの一時的な収入・所得

裏面「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」を記入し、イの金額を 1-コに、ロの金額を 1-サに、ハの金額を 1-シに記入、ニの金額を 2-⑩に記入してください。
※特別控除の額 最大 50 万円

⑫ 合計（①から⑪までの合計を記入してください。）

- 4 -

所得金額の計算方法

(1) 給与所得の算出方法

次の表にあてはめて所得金額を算出してください。

A 給与等の収入金額(税込)	円
-----------------------	---

※あなたの給与等の収入金額（Aの金額）が850万円を超える場合、または年金所得がある場合に所得金額調整控除が受けられることがありますので、(3)所得金額調整控除をご覧ください、確認してください。

給与等の収入金額 A	給与所得の金額 B
～550,999円	0
551,000円～1,618,999円	A－550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	A÷4（千円未満切捨）×2.4＋100,000円
1,800,000円～3,599,999円	A÷4（千円未満切捨）×2.8－80,000円
3,600,000円～6,599,999円	A÷4（千円未満切捨）×3.2－440,000円
6,600,000円～8,499,999円	A×0.9－1,100,000円
8,500,000円～	A－1,950,000円

※1円未満の端数があるときはその端数を切捨て

(2) 公的年金所得の算出方法

公的年金等の収入金額 C	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額 D		
	～1,000万円	～2,000万円	2,000万円超
65歳未満(※1) ～1,299,999円	C－60万円	C－50万円	C－40万円
65歳以上(※2) ～3,299,999円	C－110万円	C－100万円	C－90万円
～4,099,999円	C×0.75－275,000円	C×0.75－175,000円	C×0.75－75,000円
4,100,000円～7,699,999円	C×0.85－685,000円	C×0.85－585,000円	C×0.85－485,000円
7,700,000円～9,999,999円	C×0.95－1,455,000円	C×0.95－1,355,000円	C×0.95－1,255,000円
10,000,000円～	C－1,955,000円	C－1,855,000円	C－1,755,000円

※1 昭和35年1月2日以後に生まれた方 ※2 昭和35年1月1日以前に生まれた方

(3) 所得金額調整控除

次の①もしくは②のいずれか、または両方に該当する場合は、それぞれの算式により計算した金額を給与所得から控除できます。

①あなたの給与等の収入金額が850万円を超えていて次のいずれかの要件にあてはまる場合、Gの金額を給与所得から控除できます。

- ・あなた、同一生計配偶者もしくは扶養親族のいずれかが特別障害者である場合
- ・23歳未満の扶養親族がいる場合

給与等の収入金額（税込・最高1,000万円）	円	E
E－850万円	円	F
所得金額調整控除額 F×0.1(※)	円	G

※ 最高15万円、1円未満の端数があるときはその端数を切上げ

②あなたに給与所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合、差引控除額(※)を給与所得から控除できます。

給与所得控除後の給与等の金額…Bの金額(最高10万円)	円	H
公的年金等の雑所得の金額…公的年金等の所得の金額（最高10万円）	円	I
所得金額調整控除額 (H＋I)－10万円	円	J
Gの控除額がある場合 G＋J	円	差引控除額※
Gの控除額がない場合 J	円	差引控除額※

控除額の計算方法

(1) 生命保険料控除の計算

①新制度の a. 一般、b. 個人年金、c. 介護医療、②旧制度の a. 一般、b. 個人年金の区分ごとに支払保険料を集計し、それぞれ控除額を計算してください。区分ごとに計算した控除額を合計したものが生命保険料控除額（上限 70,000 円）となります。

※新（旧）生命保険料、介護医療保険料、新（旧）個人年金保険料の区分は、生命保険会社等が発行する証明書に表示されています。

※①と②を合算する場合は、①と②についてそれぞれ区分ごとの控除額を計算し、区分ごとに合計してください。（区分ごとの上限額は 28,000 円。①よりも②の控除額が大きい場合の上限額は 35,000 円。）

例：① a. 一般 28,000 円、② a. 一般 35,000 円 一般 合計控除額 35,000 円（ア）
① b. 個人年金 28,000 円、② b. 個人年金 10,000 円 個人年金 合計控除額 28,000 円（イ）
① c. 介護医療 28,000 円 合計控除額 28,000 円（ウ）
ア＋イ＋ウ＝91,000 円 上限額を超えるため、生命保険料控除額 70,000 円

①平成 24 年 1 月 1 日以後に契約した保険料（新制度）の場合

区分	支払保険料	控除額
a. 一般 b. 個人年金 c. 介護医療	12,000 円以下	支払保険料の全額
	12,000 円超 32,000 円以下	支払保険料×1/2+6,000 円
	32,000 円超 56,000 円以下	支払保険料×1/4+14,000 円
	56,000 円超	一律 28,000 円

※ a.b.c. の区分ごとに控除額を計算し、合計してください。
各区分の控除上限額は 28,000 円、合計の控除上限額は 70,000 円となります。

②平成 23 年 12 月 31 日以前に契約した保険料（旧制度）の場合

区分	支払保険料	控除額
a. 一般 b. 個人年金	15,000 円以下	支払保険料の全額
	15,000 円超 40,000 円以下	支払保険料×1/2+7,500 円
	40,000 円超 70,000 円以下	支払保険料×1/4+17,500 円
	70,000 円超	一律 35,000 円

※ a.b.c. の区分ごとに控除額を計算し、合計してください。
各区分の控除上限額は 35,000 円、合計の控除上限額は 70,000 円となります。

(2) 地震保険料控除の計算

支払った保険料から控除額を算出してください。

①地震保険料

支払い保険料	控除額 ア
50,000円以下	支払保険料×1/2
50,000円超	25,000円

②旧長期損害保険料

支払保険料	控除額 イ
5,000円以下	支払保険料の全額
5,000円超15,000円以下	支払保険料×1/2+2,500円
15,000円超	10,000円

③①地震保険料と②旧長期損害保険料が両方ある場合

（ア）と（イ）の合計額が地震保険料控除（控除上限額 25,000 円）となります。

(3) 寡婦・ひとり親控除の区分

あなたが寡婦またはひとり親である場合、次の表から控除額を算出してください。

区分		適用要件		控除額
		合計所得金額	扶養親族等の有無	
ひとり親 (令和6年12月31日現在で 婚姻していない方など)		500万円以下	生計を一にする子	30万円
寡婦 (女性のみ)	死別		子以外の扶養親族	26万円
			無	26万円
	離婚		子以外の扶養親族	26万円
			無	—

※「子」は、前年中の総所得金額等が 48 万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限られます。

(4) 障害者控除の区分

手帳の種類から障害の区分を確認し、控除額を算出してください。

区分	障害者手帳の種類や等級など	控除額
障害者	身体障害者手帳3～6級、療育手帳B級、精神障害者手帳2・3級など	26万円
特別障害者	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・㊤級、精神障害者手帳1級など	30万円
同居特別障害者	特別障害者に該当する同一生計配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている方	53万円

※障害者手帳等の交付を受けていない場合でも、65 歳以上で認知症または身体の障害が一定の基準に該当する方は、障害者控除を受けられる場合があります。控除を受けるには「障害者控除対象者認定書」が必要です。高齢者福祉課（0479-62-5308）へご相談ください。

(5) 配偶者控除・配偶者特別控除の計算

あなたとあなたの配偶者の所得金額を次の表にあてはめて、控除額を算出してください。

	配偶者の合計所得金額		左に対応する給与収入金額	あなたの合計所得金額		
				～900万円	～950万円	～1,000万円
配偶者控除	70歳未満 (昭和30年1月2日以後生)	48万円以下	～103万円以下	33万円	22万円	11万円
	70歳以上 (昭和30年1月1日以前生)	48万円以下	～103万円以下	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	48万円超～100万円以下		103万円超～155万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超～105万円以下		155万円超～160万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超～110万円以下		160万円超～166万8千円未満	26万円	18万円	9万円
	110万円超～115万円以下		166万8千円以上～175万2千円未満	21万円	14万円	7万円
	115万円超～120万円以下		175万2千円以上～183万2千円未満	16万円	11万円	6万円
	120万円超～125万円以下		183万2千円以上～190万4千円未満	11万円	8万円	4万円
	125万円超～130万円以下		190万4千円以上～197万2千円未満	6万円	4万円	2万円
	130万円超～133万円以下		197万2千円以上～201万6千円未満	3万円	2万円	1万円
	133万円超		201万6千円以上	0円	0円	0円

(6) 扶養控除の区分

区分		該当する生年月日	控除額
一般扶養親族 (年齢が16歳以上)		平成18年1月2日～平成21年1月1日 昭和30年1月2日～平成14年1月1日	33万円
特定扶養親族 (年齢が19歳以上23歳未満)		平成14年1月2日から平成18年1月1日	45万円
老人扶養親族 (年齢が70歳以上)	同居以外	昭和30年1月1日以前	38万円
	同居		45万円
16歳未満の扶養親族 (控除対象外)		平成21年1月2日以降	—

※配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族）、都道府県知事からの養育を委託された児童（いわゆる里子）または市区町村長から養護を委託された老人であること